



安心の広場 くまもと

NPO 法人成年後見安心サポートネット熊本

理事長 猿渡 純雄

〒860-0847 熊本市中央区上林町1番28号

上通センタービル305号

Tel : 096-288-3292

Fax : 096-288-3293

URL <http://anshin-net.jp>

Email : anshin-snk@aiores.ocn.ne.jp

過去の四年半を振り返り、これからの発展のために
NPO 法人成年後見安心サポートネット熊本

理事長 猿渡 純雄



一、当法人 を取り巻く 状況の変化

当法人は、「地域後見の実現」を

目指して設立され、五年目を迎えた。当初は、熊本県内において市民後見人関係の活動を行う団体は安心サポートネットのみという状況であったが、この間、平成二十三年厚労省が市民後見推進事業を創設し、山鹿市、玉名市、熊本市等で市民後見人養成研修が実施されたのはご承知のとおりである。当法人も玉名市等の研修に講師として参加し、貴重な経験をさせていただいた。社会福祉協議会などによる後見センターも開設され、このような動きが今後加速していくと考えられる。

二、当法人の状況

一方、当法人の状況はどうかというところ、当法人の中核となる事業は後見人等受任、指

導及び育成であり、無料相談

等の支援である。設立以来、これらの事業を推進すべく、事務局の整備、各プロジェクト編成などの組織づくりを行い、活動を行ってきた。そして、当法人がだんだんと周知され、後見事務の現場、相談者の方々の安心に寄与していることを実感できるようになってきており、一步一步ではあるが前進できている。しかし、滑り出しは順調であった後見人等の受任、事件受託とも最近やや頭打ちとなり、壁に当たっていると感じている。これは、まだまだ、地域住民の方々から十分な信頼が得られていない結果であり、法人内の事務処理体制、職務担当者及び会員に対する指導監督、研修体制、財政基盤がまだまだ信頼を得るには足りないというところだと、反省しなければならぬ。

三、後見人の経験から

私自身、後見事務職務担当

者を三年経験、現在は補助事務職務担当者として、事務を遂行している。後見人の仕事は身上監護、財産管理であるが、少し大げさに言えば、本人のこれからの人生を預かることである。私の短い経験から感じることは、ボランティア精神はもちろんだ、制約をうけ、継続性も必要で、ある種の覚悟が必要である。この仕事の難しさ及び法人後見のメリットをつくづく感じている。

四、今一度、地域の方々の信頼を得て、発展していくために

平成二十六年度における重点目標は、成年後見制度を取り巻く環境の変化等を踏まえ、主たる業務を任意後見とすることを視野に入れ推進、「後見人等の受任拡大」、「人材育成」とし、「地域後見の推進」を副次的な重点目標として長期的視野でその実現を図りたい。当法人が目指している「地域後見の実現」の理念からいうと、自己決定権が強く働く任意後見のほうだが、法定後見より利用頻度が高いのが望ましく、任意後見にもより注力してその活性化を図りたい。今年度より、任意後見研究会を

設置し、任意後見に関する理解を深め、見守り、任意後見事務等が適正に遂行できるようにするとともに、任意後見に関する相談を受け、受任し、契約書作成までの諸事務が円滑に処理できるようにしたい。一〇年の歳月を経て福岡の森山理事長によって完成した「システム指針」は、これまでの「後見人」とは違った資質を持った新たな市民後見人の育成と活用を踏まえ、現行の成年後見法制との整合性を図りながら、法人後見における新しい後見職務のあり方を明らかにされており、市民後見人が後見事務を適正かつ合理的に処理し、その円滑な指導監督を行うためには、必要不可欠なものである。実務研究会、日常の後見事務の中で当然、繰返し、繰返しこれを読み、理解を深め、適正な事務を行い、更に指導監督体制の充実を図らねばならない。

また、この度、安心サポートネット創立十周年の記念事業の一つとして「地域後見の実現」が出版され、会員及び関係する団体等に贈呈した。森山理事長を始め当分野の著名な方々が執筆されており、

当法人の今後の活動に役立てたい。
五・福岡との連携

設立後四年が経過し、当然のことながら、独り立ちというところが考えられるが、当法人を活性化し地域住民の信頼を得て当法人の地位を確固たるものにしていくためには、今まで以上に福岡との連携を密にしていく必要があると考える。事件処理、広報、実務研究会、自然と親しむ会等積極的に連携し安心サポートネット熊本の高めていききたい。



第一回任意後見懇親会

当法人と任意後見契約を締結しておられる皆様との初めての懇親会を開催し交流を深めました。

「新しい地域支援事業について」

目指すは「地域包括ケアシステムの構築」
特定非営利活動法人高齢者・障害者
安心サポートネット福岡

理事長 森山 彰



熊本の
会員の皆
さんが、
「安心サ
ポートネ

ット熊本」の着実な発展にご尽力頂いていることに対し、先ずは敬意と謝意を表したいと思えます。

さて、昨早秋の合同親睦会では、見事な紅葉の「菊池溪谷」で、皆さんと思い出深い楽しい一日を過ごさせていただきました。それから一年、あつという間に過ぎ去って、十一月二日（日曜日）には、安心サポートネット福岡の「歩こう会」が世話役になって、「くつろぎの森グリーンピア八女」（八女市黒木町木屋）と久留米市の石橋美術館の見学と日本庭園の散策を計画、そこで、皆さんと三度目の親睦会交流、会員同士の活発な交歓風景に接することができて、

大変嬉しく思いました。

ところで、当法人の十周年の記念出版本「地域後見の実現」でも触れましたように、近時小生の周辺では「地域包括ケアシステムの構築」の話が賑やかに語られています。

要は、核家族、少子超高齢、無縁社会が更に進んで、団塊の世代の単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の急増が見込まれ、十年後には、「後期高齢者2000万人社会」の訪れが確実になっています。そうしますと、現在でも、国民の使う医療・介護費は、財政を圧迫しているのに、現行の医療・保険制度をこのまま継続すれば、国家財政の破綻を招くのは火を見るより明らかです。そこで、このような憂慮すべき状態を防止するため、緊急かつ重要な政策としてクローズ・アップされているのが、この地域包括ケアシステムの構築という課題です。

政府は、この課題実現のためには、現行の医療・介護サービス体系の充実・強化だけでは不十分であり、新たに医療、介護、生活支援、住まい、介護予防を一体的に組み合わせ

て提供する地域包括ケアシステムの構築が必要不可欠だと考え、そのため、平成二十五年には、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」を成立させ、二十七年の介護保険法の改正を手始めに、関係法令の改正を行って、平成三十五年を目途に、このシステムの構築を実現する方針です。

この政策課題の大眼目は二つあると思います。

その第一は、国民の老齢期における「人生の生き方」の大転換を企図していることです。現在、人生の最後は、病院や施設で終わるといふ考え方が、社会に根深く定着していると思いますが、そんな考えとは異なって、「人は、重度の要介護となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けることのできる社会を目指す。」ということとです。このことは、医療、介護保険制度の目的である個

人の尊厳の保持と目立の支援という理念に最もよく適合した生き方でありますが、この実現には、膨大なエネルギーと労力が必要だと思えます。

そして、その大眼目の第二は、地域包括ケアシステムの構築に当たっては、在宅医療と介護の連携の推進や在宅サービスの見直しを図る必要があることは勿論ですが、地域住民の多様な主体による助け合い活動が重要な役割を担うということとです。

このケアシステムでは、介護予防訪問介護及び通所介護は、市町村が主体的に実施できる地域支援事業の総合事業に移行しますが、例えば、移行後の新総合事業をみると、訪問・通所介護とも、

- ① 既存の介護事業者によるサービス、
 - ② NPO等各種民間業者による生活支援サービス、
 - ③ ボランティアや住民主体による生活支援サービス等、
- 地域住民参加による多様な主体による重層的な生活支援サービスの提供が前提条件となつていますが、その中で、特に高齢者による高齢者の助け合いが、強く求められてい

るのが注目されます。

ところで、このケアシステムでは、判断能力のない人達に対する多様な主体による介護予防・生活支援サービスの受入れ世話役（コーディネート役）は、いつでも、どこでも、容易に成年後見制度を利用して、安心した生活を送ることのできる「地域後見」の主役、市民後見人ですから、「地域包括ケアシステムの構築」と「地域後見」とは密接な関係にあることは明らかです。したがって、持続可能な社会保障制度の確立という観点からのみならず、「地域後見の実現」の観点からも、何と

しても、地域包括ケアシステムの構築は、成功してもらいたいと願っており、当法人としても、その成功のため、できるだけの協力はしていきたいと思っております。

そこで、その協力の一環として、当法人が受任している筑紫野市主催の市民後見人養成研修のフォローアップ研修では、来年一月十日「新しい地域支援事業のあり方について」をテーマにして、その啓発・宣伝に効果のあるフォーラムを開催する予定です。ま

た、これを契機に、当法人は具体的に地域包括ケアシステムにどう向き合うべきか前向きに検討したいと考えています。

熊本の会員の皆さんが、「地域包括ケアシステムの構築」の問題に強い関心を寄せて、「安心サポートネット熊本」の事業にどのように取り込んでも、協力していくか、是非とも、前向きにご検討願いたいと思っております。

総会報告 平成二十六年四月



平成二十六年四月二十六日午後三時「熊本交通センターホール」で会員三十八名参加（うち委任状・表決者合計十一名）のもと、第四回通常総会が開催されました。

総会では①「平成二十五年の事業報告について」②「平成二十六年事業計画（案）」

について③「プロジェクトチームの課題と編成（案）」について④「役員の変更について」⑤「定款の一部改正について」の五議案が、選出された多田隈議長の議事進行のもと、熱心な討議を経て全議案とも原案通り可決された。

平成二十五年事業報告

平成二十五年は、設立の目的である「成年後見制度の活性化」を実現するために、①「個人の尊厳の保持」に関する理解の深化 ②市民後見人の指導監督ができる人材の育成 ③事件受託拡大と処理能力の向上 ④「地域後見」の推進、以上四項目の重点目標を設定して事業の推進を図り、積極的に各事業を推進した。

特筆すべき事項としては、「地域後見」の推進に関し、玉名市の市民後見人養成研修に昨年度に引き続き講師七名を派遣、新たに湯前町の市民後見人養成研修にも講師九名を派遣などして地域の後見人養成の支援をすることができたことである。これらの事業

推進に当たっては、安心サポートネット・グループの利点を最大限に活用し、各種ノウハウ等を十分に享受できた。

なお、当期の経常収益額は269万円、経常費用額は249万円、損益積立金は200万円、繰越利益金は77万円であった。また、後見人の受任状況に関しては、平成二十五年の受任は皆無であり、現在の受任件数は十二人（任意後見等含む）であるが、家庭裁判所からの選任はなお厳しい状況にあり、今後の大きな課題である。

平成二十六年事業計画

平成二十六年における重点目標は、平成二十五年の事業推進の結果と当法人を取り巻く環境の変化等を踏まえるとともに、今後、当法人の主たる事業対象範囲を任意後見を主軸としたものへ移行することを視野に入れ、①「後見人等の受任拡大」②「人材育成」③「地域後見の推進」、を目標として長期的視野での実現を図りたい。特に、設立五年目を迎える今期は、上

平成二十六年役員

- 理事長 猿渡 純雄
- 副理事長 土森 武典
- 理事 森山 彰
- 理事 宮田 房之
- 理事 種子田 司
- 理事 村上 泰幸
- 理事 北本 節代
- 理事 岩瀬 清治
- 理事（新任）才竹紀美子
- 監事 家人 正樹
- 監事 山本 直
- 監事 内村 直子

事件受託事業

事件受託状況は次表の「事件処理表」のとおりです。事件受託件数は平成二十五年に比較し、法定後見開始申立支援受託件数が、やや増加しました。また、後見人等の受任に関しては累計十一名です。

安心サポートネット・グループ事件処理表 平成26年度9月末日現在

| 種別 | 区分 | 本部受託 | | 本部会 員受託 | | 筑紫出張所受託 | | | | 出張所会 員受託 | | NPO熊本受託 | | 熊本会 員受託 | | 合 計 | | | | | |
|-----|-------------|-------|-------|------------|----|---------|----|------|----|-------------|----|---------|------|------------|----|------|----|-------|-------|--------|--------|
| | | 本部処理 | | 会員配分 | | 所処理 | | 会員配分 | | 会員処理 | | 熊本処理 | | 会員配分 | | 会員処理 | | 既済 | 未済 | 計 | |
| | | 既済 | 未済 | 既済 | 未済 | 既済 | 未済 | 既済 | 未済 | 既済 | 未済 | 既済 | 未済 | 既済 | 未済 | 既済 | 未済 | | | | |
| 第1種 | 遺産分割協議 | 1 | 1 | | | 2 | 3 | | 1 | | | 1 | | | | | 3 | 6 | 9 | | |
| | 公正証書遺言 | 1 | 2 | | | 3 | 1 | | | | | 2 | 0 | | | | 6 | 3 | 9 | | |
| | 法定後見開始申立 | 0 | 2 | | | 3 | 1 | | | | | 4 | 4(1) | | 5 | 4 | 12 | 11 | 23 | | |
| | 任意後見契約の締結 | 3 | 2 | | | 3 | 1 | | | | | 1 | 2 | | | | 7 | 5 | 12 | | |
| | 財産管理等契約の締結 | 3 | 3 | | | 4 | 1 | | | | | 1 | 2 | | | | 8 | 6 | 14 | | |
| | 任意後見監督人選任申立 | | | | | | Q | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | | |
| | 相続、表示等登記 | | | | 1 | | 0 | 3 | 2 | | | | | | | | 3 | 3 | 6 | | |
| | 遺言執行者 | | 31(1) | | | 1 | 21 | | 2 | | | | 7 | | | | 1 | 61(1) | 62(1) | | |
| | 死後処理 | | 27 | | | 1 | 13 | | | | | 1 | 8 | | | | 2 | 48 | 50 | | |
| | その他(講演等) | 1 | 0 | | | 1 | 2 | 0 | | | | 4 | | | | | 7 | 1 | 8 | | |
| 合 計 | 9 | 68(1) | 0 | 1 | 0 | 0 | 17 | 42 | 5 | 5 | 0 | 0 | 13 | 24(1) | 0 | 0 | 5 | 4 | 49 | 144(1) | 193(1) |

※第1種()下記は、取り下げ等により年度途中に終了したものを。

| | 就任 | | 未就任 | | 就任 | | 未就任 | | 就任 | | 未就任 | | 就任 | | 未就任 | | 就任 | | 未就任 | | 計 |
|-----------|--------|-------|------|----|----|----|--------|----|-------|----|-----|----|------|-------|-----|----|----|--------|---------|--------|---------|
| | 既済 | 未済 | 既済 | 未済 | 既済 | 未済 | 既済 | 未済 | 既済 | 未済 | 既済 | 未済 | 既済 | 未済 | 既済 | 未済 | 既済 | 未済 | | | |
| 法定後見人受任 | 26(16) | | 6(5) | | | | 47(19) | 0 | 6(1) | | | | 5(1) | | | 3 | | 92(42) | 0 | 92(42) | |
| 法定後見監督人受任 | | | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | | 2 | 0 | 2 | |
| 任意後見人受任 | 1 | 35(4) | | | | | 3(3) | 18 | 2(1) | | | | | 10(1) | | | 1 | 6(4) | 64(4) | 70(8) | |
| 任意後見監督人受任 | 1(1) | | | | | | 5(2) | | | | | | | | | | | 6(3) | 0 | 6(3) | |
| 財産管理等受任 | 4(1) | 27(4) | | | | | 4(1) | 15 | | | | | 8(1) | | | 1 | | 9(2) | 50(4) | 59(6) | |
| その他 | 19(4) | 3 | 3(3) | | | | 9(2) | 0 | 3(1) | | | | 2 | | | | | 86(10) | 3 | 89(10) | |
| 合 計 | 50(22) | 65(8) | 9(8) | 0 | 0 | 0 | 68(7) | 33 | 11(3) | 0 | 0 | 0 | 8(n) | 18(2) | 0 | 0 | 5 | 1 | 151(61) | 117(8) | 268(69) |

※第2種 〇書きは、中途死亡・任期満了等により終了したものを。<内書き>

無料相談事業

現在、熊本地区と玉名地区で「成年後見無料相談会」を開催しております。熊本市中心区上林町の法人事務所では、常時無料相談を受け付けています。

各地区ごとに、以下のよう
に開催しております。

【熊本地区】原則毎月第四木曜日、又は第四月曜日です。

午前十時～午後三時

(相談会場)

ウエルパルクまもと

◇猿渡理事長、森山理事ほか事件受託拡大チームの専門家が相談を受けています。また、熊日タウンパケット、チラシ、新聞各社の短信欄等で広報しています。

なお、平成二十四年度九月から特別養護老人ホームあいこう(熊本市北区)においても毎月第一木曜日に相談会を開催しております。

【玉名地区】

(開催日)
原則奇数月の第二水曜日
午前十時～午後三時

(相談会場)

玉名市文化センター

◇猿渡理事長ほか事件受託拡大チームメンバーが相談を受けています。玉名市広報、チラシ等で広報しています。

賛助会員募集の案内

★ 助会員の要件

安心サポートの設立の趣旨に賛同し、かつ、賛助会員としての義務を果たすことにより、この法人を支援しようとする方ならどなたでも、安心サポートの賛助会員になれます。

★ 入会手続き

入会希望者は入会申込書を理事長に提出してください。

★ 会費

・ 個人 一人 金五千元
・ 団体 一口 金一万円、何口でも可

正会員募集の案内

★ 正会員としての要件

安心サポートネットの設立の趣旨、目的に賛同し、かつ、この法人の事業の実施に必要な専門的知識と技能を有する者、または、その取得に意欲を燃やし、努力を惜しまない者であることが必要ですが、その要件を満足する方ならどなたでも正会員になれます。

★ 入会手続き

入会希望者は履歴書を添えて入会申込書を理事長に提出してください。

★ 入会金、会費

正会員の義務として総会で定める入会金と会費を納入しなければなりません。

・ 入会金 金一万円
・ 会費 金一万円(年額)



広場に寄せて

権利擁護サービスと

市民後見人

熊本県立大学

総合管理学部教授

石橋敏郎



森山 彰・小池 信行編
著『地域 後見の

実現』（日本加除出版、平成二
成二十六年六月）を分担執筆
してくれないかと依頼があり、
「権利擁護サービスと社会保
障法」というテーマで書くこ
とになった。内容は、成年後
見制度についてであるが、他
の執筆者をみると弁護士やN
PO法人の理事長など成年後
見制度について詳しい専門家
の方々ばかりである。

そんななかで、いわば素人
の私としては何を書いたらいい
のかと悩んだあげく、やはり、
自分の分野である社会保
障法という視点から成年後見
制度を今一度考えてみることに
しようときめて、つたなき
論文を掲載させていただくこ

とになった。

ご承知のように、成年後見
に関する法制度は、民法の無
能力者制度を改正する形で制
定されている。

すなわち対等当事者間の経
済取引関係を規定する民法に
軸足をおく制度である。

したがって、後見事務も財
産行為を中心とした法律行為
に限定せざるをえない（事実
行為は含まない）という宿命
を負っていた。

他方、成年後見法は、社会
保障制度のひとつである介護
保険制度を補完するものとし
て施行されている。介護保険
法は、従来の行政による、一方
的な行政処分としてのサービ
ス給付方式（措置制度に代え
るサービス利用方式（契約方
式）を採用することになった。

つまり高齢者自身が、サービ
スの良い事業者を選定し、契
約を結び、自分にあつたサー
ビスを提供してもらうという
仕組みである。ところが、こ
の方式のもとでは、認知症高
齢者等、契約を理解できない
者をどうするかという問題が
新たに浮上ることになった。
そこで、契約締結を支援する

制度として成年後見制度が創
設され、その事務を担当する
のが成年後見人とされたので
ある。

しかし、実際の高齢者の生
活をみる限り、契約締結とい
う法律行為だけを支援するの
ではあまりにも狭きに失する
ということは何の目にも明ら
かであろう。そこで、民法の
研究者の中にも、本人の身体
的・精神的状況、日常の生活の
様子、必要なサービスの選択、
事業者の選定、その後のサー
ビス提供の確認などの事実行
為は、契約締結に伴う付随的
行為として、後見事務の中に
含まれるというという見解を
とるものが多い。

ところで、社会保障法の分
野でも、最近、権利擁護サー
ビスに注目が集まっている。
権利擁護サービスとは、判断
能力が不十分な者に対して、
財産を管理し、虐待を防止し、
人間の尊厳にふさわしい生活
が送れるよう、医療・福祉・介
護サービス等の利用を援助す
るための事業のことである。
代表的なのが、社会福祉協
議会が行う地域福祉権利擁護
事業（日常生活自立支援事業）

である。直接の担当者である
生活支援員の仕事は、事実上、
介護サービス契約の締結だけ
でなく、日常的な金銭管理、郵便
物等の内容確認、日用品の購
入、家族や近隣住民との関係
調整、行政手続きの支援、医療
機関の受診援助、趣味活動へ
の参加援助など、高齢者・障害
者の生活全般に及んでいる。
いわば、当然のごとく事実
行為を含んだところの援助を
行っているのである。

高齢者・障害者の生活実態
を見ると、財産管理よりも、
生活そのものの支援の必要性
の方が圧倒的に高いことがわ
かっている。また、高齢者・
障害者の日常生活は、ここま
でが法律行為で、これとこれ
は法律行為に付随する事実行
為で、ここからは事実行為で
あるというように簡単に線引
きできるような性質のもので
もない。

市民後見人の仕事は、巨額
の財産を管理したり、不動産
や株式の売買に関することは
少なく、地域で生活する高齢
者・障害者の権利を擁護し、
医療・福祉・介護サービスの
受給を含めて生活全般にわた

って支援しているという点で
は、生活支援員のそれと類似
している。また、地域に密着
しているからこそ、高齢者・
障害者の個々人の日常生活の
様子を正確に把握することが
でき、それぞれに適した個別
的支援ができるというのが市
民後見人の特長であろう。

ここにこそ市民後見人の最
大の長所である「市民感覚」
が生かされてくることになる。
だとすれば、成年後見人は民
法上の制度であり、主として
法律行為を担当するという点
で生活支援とは違うというよ
うな区別にこだわるのではな
く、両者とともに高齢者・障
害者に対する権利擁護サービ
ス員として社会福祉法上に位
置付け、相互の連携・協力の
もとに高齢者・障害者の生活
を継続的に支援していったら
どうだろうかというのが私の
論文の主たる内容である。興
味ある方々、一読下さって、
ご批判をいただいただけなら
ばありがたいことである。



プロジェクトチーム からの報告

後見実務研究会

チームリーダー 種子田 司

実務研は、当法人発足以来毎月一回、ウエルパルクまで、行なってきた。

時間は、午前一〇時から二時まで約二時間、後見人として必要な知識の習得に励んでいる。研究問題三、四問を一月前までに会員全員に送付し、事前に考えをまとめてきて参加者相互で討論しながら、理解を深めていく。問題は当法人理事でNPO法人高齢者・障害者安心サポートネットの森山彰理事長が毎回作成している。現実には起きた事例を基に作成されているので皆真剣に取り組んでいる。「後見実務とその指導監督システム指針」という資料を参考にしながら考えていくが、判断能力に瑕疵ある人の権利擁護を根本に考えて行かなくてはならないので、法律的な知識の上

見方、はたまた、会員そのもの人間性も試されているような問題等もあり難しい。世の中の根本は法律で律せられているとはいっても、法律だけで問題が解決できるものではない。問題を考えながら、後見に関わる仕事の難しさが理解できる。この後見に関わる仕事は、ボランティアだからといっておろそかにはできないものだ。いつでも立派な後見人になれるようにと真摯な努力を続けている会員が多いのもこの後見実務研究会の特徴だ。社会のために少しでも貢献したいと考えておられる皆さん、永年の仕事から解放されてほっと一息と考えておられる皆さん、増え続ける認知症高齢者に関係する皆さんのお役にたつて仕事をするのみようと思われん方は、是非会員になって勉強してはどうでしょうか。当法人は熱意ある会員を募集中です。思い切った門をたたいてください。

なお、森山理事長は、本年六月弁護士の小池信行氏と日本加除出版株式会社より『地域後見の実現』という本を出版された。他に執筆者として堀田力弁護士、柿本誠日本福祉大学学園事業顧問、石橋敏郎熊本県立大学教授、宮内康二前東京大学特任助教教授らが執筆されており、市民後見人の育成から、法人後見による支援の組織づくり、新しい後見職務の在り方、権利擁護の推進など、「地域後見」の考え方をさらに普及させ、その担い手の主力となるべき市民後見人の活動を支援することを目的としている力作だ。後見人の勉強をされる方は、是非ご一読いただきたい一冊である。

任意後見研究会の チームリーダー 猿渡 純雄

平成二十六年年度の事業計画の中で掲げた任意後見事業の強化を図るため、任意後見研究会を設立した。現在のメンバーは十一名で、六月より毎月原則第三水曜日の午後に行なう研究会を開催している。今までの制度の概要、関係する法律、任意後見契約の概要、システム指針（任意後見関係）に関して勉強してきた。

安心サポートネット福岡・熊本 の合同親睦会に参加して 自然に親しむ会 リーダー 福本 壽太郎

断能力が不十分になったとき面倒を見てくれる人を選んで契約を締結するわけで、本人の自己決定権が尊重される制度である。そのためには本人に制度の内容を十分理解してもらおうこと、そして、本人の意思を十分に汲み取り、本人の自己決定権が十分に尊重される契約を締結できるようにしていきたい。

十一月十三日（木）に任意後見委任者と当法人の見守り担当者等が出席し、「木斛邸」で懇親会を開催し親睦を深めた。今後も継続していきたい。

安心サポートネット福岡・熊本の会員の親睦を図るために、一昨年は森山理事長宅にてパーベキュー大会、昨年は熊本、菊池溪谷の紅葉狩りと菊池温泉。

本年は、標高400m、森林セラピー基地である、300万平方メートルの森と湖の保養地、紅葉が始まりだした。

久留米市の石橋美術館では、「ちよつと気になる絵の履歴展」を見学、青木繁（海の幸）坂本繁二郎、古賀春江、藤島武二の名作品に会員の皆さま



んは感動しておられました。今回、ご苦勞頂いた福岡の安心サポートネット会員の皆様に感謝いたします。ありがとうございました。

啓発宣伝推進

チームの活動

正会員 岩瀬清治

新たなホームページに更新してから、早一年を経過しました。皆様からの要望等を取り込んで作成しました。当法人のイメージが伝えられたかどうか、いささか不安に思っております。これからも、もっともっと皆様からのご意見要望等が受け入れられる様チームとして努力してまいる所存です。ホームページを当法人の情報交換のツールとして定着するようチーム一同頑張っていきます。皆様のご協力をよろしく願います。

(ホームページURL)

http://anshin-net.jp

会員報告

後見の現場から

『成年後見人制度に対する私の関わり方』

正会員 川崎隆男

私が「NPO法人成年後見人サポートネット熊本」に入会しようと思ったきっかけは、私の一人娘が重度の障害者で、私たち家族にとって、この制度の様な仕組みが必要だと思っていた時に、この会への入会のお誘いを頂きました。入会するにあたっては、私に何が出来るだろうと考えて、会の活動内容を十分に知り、制度や、会のことを一人でも多くの人に知って頂くお手伝いなら出来るのではないかと思います。

私は、保険の代理店をしておりますので、多くの方とお会いする機会も有りますし、従業員の人達にも知ってもらって、お客様にも情報提供も出来、お役にたてるのではないかと考えております。今は、なかなか勉強に参加できませんが、今後もずっと会に係わっていきたくと思っています。最後に、是非、八代にも勉強会の方が出来る事を祈念しております。

『今、自分にできること』

正会員 赤星憲志

熊本版成年後見人等育成研修を受講し、早、五年を経て『後見とはなんぞや』との思いをより強く抱きながら毎回の研究会に参加し、自分は何を目指しているのか解らない。同期の方々は生き生きと自分の得意とするものを生かし活躍されている。成年後見人として、保佐人として、あるいは会の運営に携わって、楽しそうに活動されている。

それに引き替え、自分は何をしている。体を壊し、やがて被後見人として看てもらおうのも、そう遠くないとはいうものの、他人様のために何をしたい。何が出来る。何もできない。ひとの後見など、自分にはできないのである。ただ何故、今、『後見』について、これ程学びたいと思うのだろうか。理由は定かではない。ただ、今、自分にできることは、これしかないのである。会の皆様には、お許しを願いたい。会の活動に何も参加できず、協力できないことを。毎月の研究会への参加だけは継続したい。

『成年後見で家族に支援を』

正会員 村上泰幸

認知症などの高齢者や、知的障がい、精神障がい者で判断能力に障がいのある方の人権を守り、その人らしい生活を安心して安定的に送る方法のひとつとして成年後見制度があります。同制度によって本人は法的な支援を受けることができます。また、十分ではないかもしれませんが福祉の各種制度もあります。病院や施設も改善・充実し、治療方法や薬も目覚ましい進歩を遂げています。このように、本人に対しては十分ではないがそれなりの支援があります。

しかし、家族にはこれといった具体的な支援は何も無く放置されています。近年このことが注目され、家族支援の必要性が叫ばれています。欧米では、医療・看護・介護の訓練を受けた公的資格者としての家族支援士が、家族及び本人を支援する体制が整っています。日本でもやっとな、イギリスのメリデン版訪問家族支援プログラムを導入しようとする活動が始まりました。

『ベスト・インタレストの効用』

正会員 竹下義文

ベスト・インタレストとは本人のために「最善の利益」を追及することである。イギリスで「自己決定支援」を保障する成年後見制度に取り入れられている。成年後見人は「ベスト・インタレスト」を見つげるためのチェックリストにより本人に代わって忠実に業務をしていけば、たとえ行為が誤っていても罰されない(違法性の阻却)。これは、「成年後見における「医療上の同意」と同じ概念で

成年後見制度を利用すると、それまで家族が負っていた負担を後見人が引き受けることになり、家族の負担は減りますが、少なくとも家族の負担は確実に軽くなります。本人の不安を安心に変え、家族の負担を軽くする同制度に対する期待は益々高まっていると確信します。

ある。民法八五八条の成年後見人の意思の尊重は、成年被後見人の「最善の利益」を追求することにある。市民後見人は、専門職後見人と同様の自己責任をもって職務を全うし、その業務は「ベスト・インタレスト」を活用し「お客」たる成年被後見人と真摯に向き合うことにある。

『雑感』
正会員 福岡 行子

成人後見人等育成研修が平成二十一年六月から九月にかけて熊本で七回行われ、殆ど途中で辞める人もなく、七十一名の資格認定者が生まれて五年余りが経った。

毎月行われている相談会や、常時受け付けている事務所での電話相談などによって徐々に成果が上がっている。私の知人も安心サポートとの契約で一人暮らしの支えを得て、生活が充実したと感謝している。

一方、現在後見人として動いている人が熊本ではそれほど多くないのは、需要者との出会いがうまく行っていない事のほかに、研修の受講者が後見人として活動するより、

自分がそのような事態に際して、如何に対応すべきかを知りたいとか、どんなことが大事なのかを考えるための知識を求めて受講したからではないだろうか。

私も発起人に誘われたとき、後見人になるためよりむしろその内容を知るために参加した。年齢的にも、体力的にも、また機動力のないことなどを含めて、動くより動いてもらいう立場になる確率が高いのだから。私は年会費を納めるだけの会員だが、世間の実情を見るに、後見活動は穏やかで安心、安全な社会生活を支える上で、欠くべからざる重要な社会福祉活動の一つであると思う。

ただ、後見活動が必然的に金銭問題と不可分の関係であり、全生活状態を開示するところから始まる被後見状態は、精神的というか、気分的に近づきにくいものである感じにも感じる。さらに「まさかの状態に備えて」遺言の公正証書を作り、後見制度の利用を準備するためには、家族内の無用の軋轢を惹き起こさないように、お互いの理解が極めて大切であると思われる。自分

の人生の有り方、終わりの方について真剣に考えねば、と研究会に出席するたびに思っています。

『エンディングノートと母の介護』
山本 直

この数年、「エンディングノート」なる書籍・ノートが書店に並ぶようになり、ネットの上にもエンディングノートの書式が有料・無料で公開されている。

我がNPO法人の死後事務プロジェクトチームの一員として、その内容を見ていくことは、意味あることと思いい、ネットから一部を取り出して、見てみることにした。

目次を見ると、①生い立ち ②家系図 ③お墓 ④葬儀 ⑤医療・介護 ⑥終の棲家 ⑦財産について ⑧後見について ⑨連絡先 ⑩伝えたいこと 等を記載することとなっている。任意後見・法定後見、遺言書に関する記述もある。これら全てわかっていれば、本人が要介護状態になっても、死亡した後も、残された家族の負担は、非常に軽減されるものと考えられる。

自分でも、エンディングノートを書いてみようという気になつていた。

そのような矢先、母の介護が本格的になつてきた。母は、現在九十五歳、妹夫婦と同居、要介護一。

九十歳過ぎまでは元気で、畑仕事などもしていたが、数年前から足も弱り、一人で出歩くこともできなくなり、また痴呆も進み始めた。担当のケアマネージャーと相談しながら、ショートステイとデイサービスを組み合わせて、何とか過ごしている。近頃は、一人で置いておくのが心配で、施設への入居を模索しているところである。

しかしながら、もちろん、母のエンディングノートはない。よって、自分のエンディングノート作成の前に、母のエンディングノートの項目を埋める作業が必要となつてきた。家系図とかお墓とか、お寺などわかつていることもあるが、そもそも、介護をどうして欲しいのかとか、わからないことが多い。妹と母の性格を考え、想像しながら作成中である。

のために。

寄付者紹介 (敬称略)
平成二十五年十一月
〜平成二十六年十一月月

(受付月日順)
ありがとうございます。

- 筑紫野市 森山 彰 二十五万円
 - 熊本市 匿名 二十万円
 - 玉名市 匿名
 - 熊本市 田中 瑞枝 五千元
 - 熊本市 種子田 司 二千元
 - 熊本市 笠 和美 五千元
 - 熊本市 牛島 富雄 百萬元
 - 京都府 渡邊 京子 十萬元
 - 熊本市 匿名 二萬元
 - 熊本市 荒木 綱子 四十萬元
 - 熊本市 松尾 ハツコ 一萬元
 - 熊本市 両角 順一郎 一萬元
 - 熊本市 匿名 三萬元
 - 熊本市 猿渡 純雄 十萬元
 - 熊本市 松田 留美子 十萬元
 - 熊本市 古閑 和代 五萬元
 - 熊本市 理事一同 十萬元
- 合計 二百二十五万一千百七十円